

宮崎公立大学校章及びコミュニケーションマークに関する規程

平成25年6月1日

規程第119号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎公立大学の校章及びコミュニケーションマーク（以下「校章等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(校章の形状等)

第2条 本学の校章は、次のとおりとする。



第3条 校章の色は、次のとおりとする。

- (1) つばきの花 M : 90、Y : 75
- (2) つばきの葉 C : 80、M : 25、Y : 95
- (3) 花芯 M : 35、Y : 90
- (4) 大学名 C : 40、M : 20、Y : 30

(校章を使用できる場合)

第4条 校章を使用できる場合は、次のとおりとする。

- (1) 学位記、証明書、協定書、校旗、その他本学が公式に発行するものに使用する場合
- (2) その他学長が適当と認めた場合

(校章を使用できる者)

第5条 前条第2号の場合において校章を使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の職員並びにこれで構成する団体
- (2) その他学長が適当と認めた者

(コミュニケーションマークの形状等)

第6条 本学のコミュニケーションマークは次のとおりとする。



2 コミュニケーションマークと大学名ロゴタイプを組み合わせる場合の形状等は、『ビジュアルアイデンティティデザインマニュアル』によるものとする。

第7条 コミュニケーションマークの色は、次のとおりとする。

- (1) メインカラー1 M : 100、Y : 100
- (2) メインカラー2 M : 20、Y : 100

- (3) メインカラー3 C : 100、Y : 100
- (4) サブカラー1 C : 20、M : 100、Y : 100
- (5) サブカラー2 M : 50、Y : 100
- (6) サブカラー3 M : 70、Y : 20

(コミュニケーションマークの使用目的とコミュニケーションマークを使用できる者)

第8条 本学のアイデンティティを本学の職員及び学生が共有し、社会に広く伝えていくため、本学の尊厳と品位を損なわないよう配慮の上、広くコミュニケーションマークを使用するものとする。

2 コミュニケーションマークを使用できる者は、本学の職員及び本学の職員で構成する団体、並びに学生で構成する団体とする。

(使用許可及び許可の取消等)

第9条 第5条及び前条に規定する者が校章等を使用しようとするときは、校章等使用許可願(別記様式)を学長に提出し、許可を受けなければならない。

2 学長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、校章等の使用を許可しないものとする。また、許可後に次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、校章等の使用の許可を取消し、又は使用を停止させることができる。

- (1) 使用許可書の内容に虚偽があったとき
- (2) 本学の名誉が傷つけられ、又は傷つけられる恐れがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他校章等の使用が適当と認められないとき。

(使用する形状等)

第10条 原則として、校章を使用する場合の形状等は第2条及び第3条の規定のとおり、コミュニケーションマークを使用する場合の形状等は第6条から第8条までの規定のとおりとし、詳細な使用方法については『ビジュアルアイデンティティデザインマニュアル』に定める。

(事務)

第11条 校章等の使用に関する事務は、企画総務課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、校章等の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月18日から施行する。

別記様式

校章等使用許可願

年 月 日

宮崎公立大学学長 殿

宮崎公立大学の校章またはコミュニケーションマークを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

氏名（団体等の場合はその団体等の名称及び代表者氏名）	
住所（団体等の場合はその団体等の所在地）	〒
連絡先電話番号	
メールアドレス	
団体等の事業概要	
使用を希望する対象	校章 コミュニケーションマーク (いずれかに○)
使用目的	
使用方法	

※別途、校章またはコミュニケーションマークの使用図案を添付する事。

年 月 日

殿

宮崎公立大学学長

宮崎公立大学校章等使用許可書

年 月 日付で申請のありました標記のことについて、下記の条件を付して使用を許可します。

記

1 使用対象

2 使用期間

3 使用許可の条件

- (1) 次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、校章等の使用の許可を取り消し、又は停止させることがあります。
 - ① 使用許可書の内容に虚偽があったとき
 - ② 本学の名誉が傷つけられ、又は傷つけられる恐れがあるとき。
 - ③ 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - ④ 特定の個人、政党、宗教団体等を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
 - ⑤ その他校章等の使用が適当と認められないとき。
- (2) 校章等の使用の許可、取消又は停止に関して、万一、申請者若しくは第三者に損害等が生じた場合又はその他の不測の事態が生じた場合は、申請者においてこれを処理し、本学では一切その責任を負いません。